

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月22日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

**香川県人事委員会規則第9号**

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第4条関係）			別表第1（第2条、第4条関係）		
市町名	機関	職名	市町名	機関	職名
略			略		
小豆島町	略		小豆島町	略	
	町長部局	<u>部長、参事、課長、会計管理者、室長、所長、主幹、総務課の人事担当課長補佐、保健医療福祉管理者、病院の病院長・事務長・看護部長、老人保健施設の施設長・事務長</u>		町長部局	参事、課長、会計管理者、室長、所長、主幹、総務課の人事担当課長補佐、保健医療福祉管理者、病院の病院長・事務長・看護部長、老人保健施設の施設長・事務長
	略			略	
略			略		
多度津町	略		多度津町	略	
	町長部局	<u>課長、室長、主幹、町長公室の室長補佐</u>		町長部局	課長、室長
	略			略	
略			略		
別表第2（第2条、第4条関係）			別表第2（第2条、第4条関係）		
一部事務組合		職名	一部事務組合		職名
略			略		
三観広域行政組合		<u>事務局長、事務局次長、会計管理者、課長、主幹、総務課の課長補佐、七宝荘所長、クリーンセンターの所長・所長補佐、電子計算センター所長</u>	三観広域行政組合		<u>事務局長、事務局次長、会計管理者、課長、総務課の課長補佐、七宝荘所長、クリーンセンターの所長・所長補佐、県立三豊体育館館長、電子計算センター所</u>

			長
略		略	
三木・長尾葬斎組合	会計管理者、事務局長、主幹	三木・長尾葬斎組合	会計管理者、事務局長
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。